

公害健康被害補償制度

平成24年8月
環境省環境保健部

背景

公害被害の特殊性にかんがみ、汚染原因者負担等を前提とした民事責任を踏まえつつ、公害健康被害者を迅速かつ公正に保護するため、昭和48年に公害健康被害補償法を制定。

補償等の対象者

次のいずれかの指定地域に一定期間在住し、一定の疾病(指定疾病)にかかっているとして、申請に基づき、指定地域の都道府県知事等が認定した者
(指定地域は次頁の図のとおり。)

- ①**第一種地域**：相当範囲の著しい大気汚染による気管支ぜん息等の疾病が多発している地域(当初、四日市、東京19区等41地域が指定されたが、昭和63年法改正によりすべて解除)
- ②**第二種地域**：水俣病、イタイイタイ病等原因物質との因果関係が明らかな疾病が多発している地域

補償給付の内容

以下の7種を給付

- ・療養の給付及び療養費
- ・遺族補償費
- ・児童補償手当
- ・葬祭料
- ・障害補償費
- ・遺族補償一時金
- ・療養手当

補償給付の財源

第1種地域：汚染負荷量賦課金(8割)及び自動車重量税からの引き当て(2割)

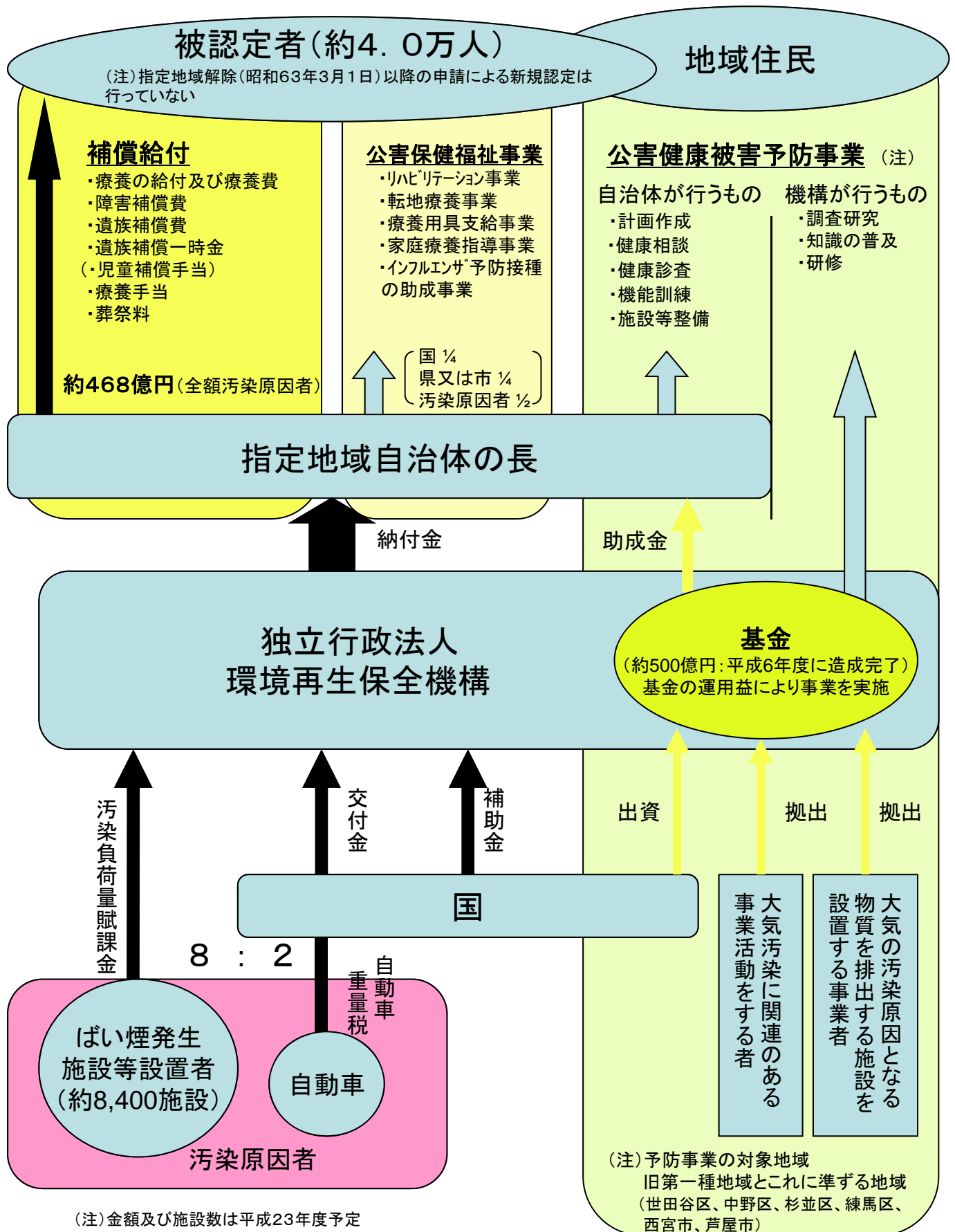
第2種地域：汚染原因者からの特定賦課金

(水俣病及びイタイイタイ病については、汚染原因企業と患者団体による補償協定により企業から直接給付)

※上記の補償給付のほか、以下の事業を行う旨定められている。

- ①公害保健福祉事業(被認定者の福祉の増進等のために都道府県知事が実施)
- ②健康被害予防事業(大気汚染の影響による健康被害を予防するために独立行政法人環境再生保全機構が実施)

補償給付、公害保健福祉事業及び健康被害予防事業とその財源 (旧第一種地域)



公健法の補償給付について

補償給付の概要

項目	性格	支給内容	給付額の確定
1. 療養の給付及び療養費 (19条及び24条)	指定疾病に係る医療費	診療報酬の額の算定方法は、法22条に基づき、健康保険の点数表とは別体系のものとして公害医療機関の診療方針等に即して環境省告示で定められている	中央環境審議会の意見を聴いて告示
2. 障害補償費 (25条)	労働能力の喪失等による逸失利益相当分に、慰謝料的要素を加味したもの	15歳以上の被認定者に支給されるもので、労働者の性別、年齢階層別の平均賃金の80%相当レベルで定められている障害補償標準給付基礎月額に相当する金額に障害の程度に応じた次の支給率を乗じて算定した額を支給する。 (支給率) 特級・1級 100% 2級 50% 3級 30% なお、特級については介護加算がある。	中央環境審議会の意見を聴いて告示 (毎年) 介護加算額については、政令で改正 (中央環境審議会の諮問・答申なし)
3. 遺族補償費 (29条)	指定疾病に起因して死亡した場合に、死亡被認定者の逸失利益と慰謝料相当分及び被認定者の遺族固有の慰謝料相当分を補償するもの	被認定者によって生計を維持していた一定の遺族に対して、労働者の性別、年齢階層別の平均賃金の70%相当レベルで定められている遺族補償標準給付基礎月額に相当する金額を10年を限度として支給する。	中央環境審議会の意見を聴いて告示 (毎年)
4. 遺族補償一時金 (35条)	同上	遺族補償費を受けられる遺族がない場合に、一定の遺族に対して上記遺族補償標準給付基礎月額の36ヶ月分に相当する金額を一括支給する。	3に自動的に連動
5. 児童補償手当 (39条)	指定疾病により児童の学業や成長に支障を生じ、また、その養育に手間が掛かることに対して慰謝料的要素も考慮して支給するもの	15歳未満の児童に対して障害の程度に応じて支給される。 なお、特級については介護加算がある。 ※ 15年度からは、15歳未満の被認定患者がいなくなったので、同手当の額は定められていない。	
6. 療養手当 (40条)	入通院に要する交通費等の諸雑費を填補するもの	1ヶ月の入院・通院期間に応じて支給する。	政令で改正 (中央環境審議会の諮問・答申なし)
7. 葬祭料 (41条)	指定疾病に起因して死亡した場合	通常葬祭に要する費用を支給する。	政令で改正 (中央環境審議会の諮問・答申なし)

○障害補償費及び遺族補償費

(単位：千円)

障害補償標準給付基礎月額			遺族補償標準給付基礎月額		
年齢階層	男	女	年齢階層	男	女
20～24	183.6	163.7	20～24	160.7	143.3
25～29	218.2	187.5	25～29	190.9	164.1
30～34	254.3	199.7	30～34	222.6	174.7
35～39	291.2	208.0	35～39	254.8	182.0
40～44	326.1	211.9	40～44	285.3	185.5
45～49	351.8	212.7	45～49	307.9	186.1
50～54	355.4	208.3	50～54	311.0	182.2
55～59	333.3	194.6	55～59	291.6	170.3
60～64	238.5	170.7	60～64	208.7	149.4
65～69	215.2	164.7	65～69	188.3	144.1
70～	223.1	173.5	70～	195.3	151.8

※ 障害補償費は、障害の程度に応じて、次の支給率を乗じた額を支給

- ・特級及び1級 100%
- ・2級 50%
- ・3級 30%

また、特級には介護加算（46,400円）がある。

障害の程度（障害補償費）

区分	障害の程度
特級※	労働することができず、日常生活に著しい制限を受ける程度の心身の状態で、指定疾病の種類に応じて環境大臣が定める基準に該当し、かつ、当該指定疾病につき常時介護を必要とするもの
1級	労働することができず、日常生活に著しい制限を受けるか、又は労働してはならず、日常生活に著しい制限を受けることを必要とする程度の心身の状態で、指定疾病の種類に応じて環境大臣が定める基準に該当するもの
2級	労働に著しい制限を受け、日常生活に制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加え、日常生活に制限を受けることを必要とする程度の心身の状態で、指定疾病の種類に応じて環境大臣が定める基準に該当するもの
3級	労働に制限を受け、日常生活にやや制限を受けるか、又は労働に制限を加え、日常生活にやや制限を加えることを必要とする程度の心身の状態で、指定疾病の種類に応じて環境大臣が定める基準に該当するもの

○療養手当

(月額)

療養の程度		金額 (円)		
療養手当 (月額)	入院	15日以上	35,700	
		8～14日		33,700
		7日以内		
	通院	第一種地域 15日以上	24,800	
		第二種地域 8日以上		
		第一種地域 4～14日		22,800
第二種地域 2～7日				

○葬祭料

656,000円

○療養の給付と療養費

- ・被認定者の認定疾病（続発症を含む）に関する医療を原則として現物給付。
（公害手帳の提示ができない場合など償還払い）
- ・公害診療報酬は、基本的に健保法の診療報酬（厚生労働省告示）を準用。一部、公害医療の独自部分（公害特掲）がある。

公害医療機関	公害診療報酬	
病院 診療所、 介護保健施設	公害疾患特掲診療費	現在4項目 1点10円
	公害特掲以外の診療報酬	健保法の医科点数表準用。 1点単価 技術料 入院外 1点15円 入院 1点12円 材料費（薬剤料など） 1点10円
	入院中の食事療養に係る診療報酬	健保法の入院時食事療養費の額の1.2倍
薬局	健保法の調剤報酬点数表準用。 1点15円。ただし、薬剤の購入価格は1点10円。	
訪問看護ステーション、 指定居宅サービス事業者、 指定居宅予防サービス事業者	健保法の訪問看護療養費の額の1.5倍	

(参考) 平成22・23事業年度補償給付費の種類別納付状況 (旧第一種地域)

(単位: 千円)

種 類	平成22事業年度		平成23事業年度	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
補償給付費	48,200,844	100.0	46,841,061	100.0
療養の給付及び療養費	17,006,143	35.3	16,614,121	35.5
障害補償費	22,779,595	47.3	22,139,083	47.3
遺族補償費	2,221,198	4.6	2,124,594	4.5
遺族補償一時金	991,715	2.1	990,259	2.1
児童補償手当	0	0.0	0	0.0
療養手当	5,033,712	10.4	4,799,505	10.2
葬祭料	168,481	0.3	173,499	0.4

(注) 金額は、決算ベースである。

「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく制度

1 制度概要

別添「水俣病被害者の方への給付の申請手続きについて(申請の手引)」参照

2 申請者数(申請期限となった平成24年7月末時点での申請受付状況)

65,151人

(熊本県 42,961人、鹿児島県 20,082人、新潟県 2,108人)